

<商品概要説明書>



(2021年6月1日現在)

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | 後見制度支援預金 |
| 預金種類 | 普通預金または決済用普通預金 |
| 取扱店舗 | 全店（ただし、休日稼働店における土曜日・日曜日・祝日の本商品の口座開設はできません） |
| ご利用いただける方 | 後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所より後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けたお客さま |
| 利 息 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金…普通預金の店頭表示金利に準じます。 ・決済用普通預金…無利息となります。 |
| 口座開設方法 | 家庭裁判所から発行された「指示書」に基づきお取り扱いします。 |
| 預入・払戻方法 | 家庭裁判所から発行された「指示書」に基づきお取り扱いします。 |
| 最低預入額 | 1円 |
| 口座開設手数料 | 33,000円（税込）を口座開設時にいただきます。 |
| 制限事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店以外でのお取引はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・ATMでのお取引はできません。（通帳記帳含む） ・インターネットバンキングのご契約はできません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）のご利用はできません。 ・給与、年金、配当金等の自動受取にはご利用できません。 ・公共料金等の口座振替はできません。 <p>※ただし、「指示書」に基づく「定額自動振替契約」に限りご利用いただけます。</p> |
| 定額自動振替契約 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所が発行した「指示書」に記載された金額・周期で振替いたします。 <p>周期：毎月・2か月ごと・3か月ごと・4か月ごと・5か月ごと・6か月ごとよりお選びください。</p> <p>※振替先の口座は大分銀行の被後見人さま名義の口座に限ります。</p> |
| 契約の終了 | <p>以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家庭裁判所から発行された「指示書」に基づき解約の申出があった場合 ② 被後見人が死亡した場合等、成年後見制度適用対象外となった場合 ③ 預金規定に定める解約事由に該当した場合 |
| 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>《全国銀行協会》</p> <p>連絡先：全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号：0570-017-109 または 03-5252-3772</p> <p>受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> |

<イメージ>

